

ID: 78

担当部署: 保健課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町総合福祉施設多目的広場条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第97号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第6条 多目的広場を利用する者は、利用許可と同時に別表第1に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 夜間照明施設を利用する場合は、前項と別に別表第2に定める使用料を徴収するものとする。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日